

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成25年2月27日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第7回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成25年2月27日（水曜日）

午前10時0分開議

午後0時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第13号 平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 平成24年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

議案第21号 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

出席委員（8人）

- 委員長 小早川 宗 弘
- 副委員長 田 代 国 広
- 委員 西 岡 勝 成
- 委員 鬼 海 洋 一
- 委員 藤 川 隆 夫
- 委員 吉 永 和 世
- 委員 松 岡 徹
- 委員 前 田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 林 田 直 志
- 総括審議員兼
- 政策審議監 伊 藤 敏 明

- 医 監 岩 谷 典 学
- 長寿社会局長 永 井 正 幸
- 子ども・障がい福祉局長 米 満 譲 治
- 健康局長 牧 野 俊 彦
- 首席審議員兼
- 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
- 健康危機管理課長 一 喜美男
- 高齢者支援課長 中 島 昭 則
- 認知症対策・
- 地域ケア推進課長 大 村 裕 司
- 社会福祉課長 田 端 史 郎
- 首席審議員兼
- 子ども未来課長 中 園 三千代
- 首席審議員兼
- 子ども家庭福祉課長 山 田 章 平
- 首席審議員兼
- 障がい者支援課長 西 岡 由 典
- 医療政策課長 三 角 浩 一
- 国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔
- 健康づくり推進課長 佐 藤 克 之
- 薬務衛生課長 今 村 均

環境生活部

- 部長 谷 崎 淳 一
- 政策審議監 末 廣 正 男
- 環境局長 山 本 理
- 県民生活局長 田 中 彰 治
- 環境政策課長 宮 尾 千加子
- 水俣病保健課長 田 中 義 人
- 水俣病審査課長 高 山 寿一郎
- 環境立県推進課長 福 田 充
- 環境保全課長 清 田 明 伸
- 自然保護課長 小 宮 康
- 首席審議員兼
- 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
- 公共関与推進課長 中 島 克 彦
- くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜
- 消費生活課長 杉 山 哲 恵
- 首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 中 園 幹 也
人権同和政策課長 清 原 一 彦
病院局

病院事業管理者 向 井 康 彦
総務経営課長 田 原 牧 人

事務局職員出席者

議事課主幹 浦 田 光 典
政務調査課主幹 松 野 勇

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3人の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

それでは、林田健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○林田健康福祉部長 おはようございます。

健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例関係等2議案、報告1議案の合計4議案でございます。

まず、第1号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額9,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容でございます。

増額分は、昨年11月の国の経済危機対応・地域活性化予備費等の活用に伴い、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、介護職員処遇改善等臨時特例基金、安心こども基金に交付金を積み増す予算や、県内の福祉人材の確保を図るため、介護福祉士等の資格取得を支援するための予算などを計上しております。

また、減額分は、地域医療再生基金活用事業や国民健康保険制度安定化対策事業などで当初の見込みを下回ったことによるものです。

このほか、国庫補助事業に係る精算金の返納や財源更正、各種施設整備の繰越明許費の設定、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定についてもお願いをいたしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成24年度の予算総額は1,367億3,000万円余となります。

次に、第21号議案の熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について及び第22号議案の熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、基金を活用する事業の実施期間の延長に伴い、関係規定を整備するものです。

次に、報告第1号の専決処分の報告についてでございますが、職員の公用車による公務出張中の交通事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、構築物所有者と県との間で和解することについて、専決処分した事件を御報告するものでございます。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成24年度2月補正予算関係について御説

明申し上げます。

説明資料(先議分)と書かれたものの2ページをお願いいたします。

以下、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右端の説明欄をお願いいたします。

1の職員給与費については、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算に計上しておりますが、今回の補正は、4月1日以降の人事異動や組織改編に伴う所要額の増減をお願いするものでございます。各課の説明欄に、同様に職員給与と記載しているものにつきましても同じような趣旨でございますので、各課からの個別の説明は省略させていただきます。

2の地域福祉振興費については、いずれも執行残や交付決定減等に伴う減額となっております。

次に、2ページ下の3の社会福祉諸費のうち、3ページに記載の(5)市町村派遣職員負担金については、県の福祉総合相談所や各保健所等に、市町村から、平成24年4月から職員派遣がありました。その職員の給与等は、派遣協定に基づき県が負担することとなっております。1,826万円余の増額をお願いしております。

次に、(6)福祉・介護人材緊急確保事業については、経済対策として、福祉・介護人材の定着や参入促進を目的に、県社会福祉協議会への委託事業、さらには職員のスキルアップなどの研修を行う社会福祉施設等への補助事業を実施しております。これに伴う予算は5,779万円余となっておりますが、補助事業の執行残等により、今回1,223万円余の減額をお願いしております。これは、施設の職員の研修事業について、社会福祉施設からの応募が見込みよりも少なかったこと等によるものです。

次に、(7)介護福祉士等修学資金貸付事業費補助については、昨年11月に決定されまし

た国の経済対策の第2弾に係るものでございまして、県内の福祉人材の確保を図るため、介護福祉士等の資格取得を支援し、介護福祉士等養成施設で学ぶ学生に対する修学資金の貸し付けと生活保護世帯の学生に対する資格取得期間中の生活費貸し付けを行う県社会福祉協議会に対し、貸付原資等を補助するものであります。1億3,778万円余をお願いしております。なお、新規事業となっておりますが、平成21年度から24年度までの経済対策として同様の事業を実施していたものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

説明欄上段の5、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業については、経済対策として社会福祉施設等のスプリンクラー整備や耐震化整備を行うものでございますが、実施法人によって耐震化整備に係る事業計画の変更がありましたことから、予算の執行残が生じることとなったため、既に取り崩した基金を積み戻すための経費でございます。基金の運用利息と合わせて1,323万円余の増額をお願いしております。

次に、説明欄下段の1、災害救助基金積立金でございます。これは、災害の発生時において、収容施設の供与や食品、飲料水の供給などの災害救助を実施するために必要な費用の財源として災害救助法の規定に基づき積み立てております災害救助基金について、熊本広域大水害で取り崩した分の積み戻し及び運用利息の積み立てに要する経費でございます。2億3,100万円余の増額をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

説明欄上段の(2)災害救助費につきましては、熊本広域大水害において災害救助法に基づき実施した応急仮設住宅の建設に係る経費等でございます。所要見込み額が予算額を下回る見込みであるため、4億9,554万円余の減額を行うものでございます。

次に、説明欄3、災害弔慰金・見舞金の災害弔慰金事業については、熊本広域大水害により死亡した住民の御遺族に対して弔慰金の支給を行うための経費でございます。所要見込み額が予算額を下回る見込みであるため、2,812万円余の減額を行うものでございます。

説明欄中ほどの災害援護資金貸付金につきましては、熊本広域大水害により被災した世帯に対し貸し付けを行うための経費でございます。所要見込み額が予算額を下回る見込みであるため、5億9,271万円の減額を行うものでございます。

なお、これらの災害救助費や貸付金など災害関係の予算につきましては、大半が平成24年7月専決の補正予算で対応したものでして、被災状況の全体状況が明確でない段階で、過去の災害等を参考にしながら、また市町村の見込み額も踏まえて、不足が生じないよう最大限の経費を見込んだものであったため、大幅な減額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

説明欄下段の公衆衛生施設災害復旧費については、熊本広域大水害により被災した阿蘇保健所の庁舎等の復旧に要する経費でございます。工事請負費等で所要見込み額が予算額を下回る見込みであるため、764万円余の減額を行うものでございます。

以上、健康福祉政策課の補正予算としまして、総額7億945万7,000円の減額をお願いいたしております。

続いて、7ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

災害復旧費の老人福祉施設等災害復旧事業については、熊本広域大水害により被災した施設について、財務局の災害査定結果に基づく設計変更時間に時間を要し、工期が予定よりおくれ、年度内竣工が不可能になったことから、来年度への繰り越しが必要となったものであり、4,500万円の増額をお願いしており

ます。

次に、8ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

児童福祉費で保育所等緊急整備事業について、敷地内の支持可能地盤が均一でないことなどの理由から、作業能率の低下により不測の期間を要したため、来年度への繰り越しが必要となったものであり、1億1,800万円の増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務については、健康福祉部全ての課に関するものですが、主なものとしましては、動物愛護管理業務委託1億514万円余や福祉・介護人材緊急確保事業業務委託3,630万円余など、全体として、52の業務、8億1,224万円余でございます。これらの業務については、平成25年4月1日から業務を開始するために、3月中に入札等の事務手続を終えて契約内容を確定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

主な項目について御説明します。

まず、公衆衛生総務費でございますが、8,650万円余の減額を計上いたしております。これは、主に説明欄2の肝炎対策に係る医療費等の所要見込み額の減に伴うもの及び説明欄3の国庫支出金返納金に係る平成23年度感染症予防事業費等の国庫負担金等の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、予防費でございますが、4,566万円余の増額を計上いたしております。これは主に、説明欄2のワクチン接種緊急促進基金積立金において、平成23年度のワクチン接種緊

急促進基金事業費の確定に伴い、市町村からの精算返納金を基金に積み立てるものでございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

食品衛生指導費でございますが、1,025万円余の減額を計上いたしております。これは主に、説明欄1の乳肉衛生費において、宇城市豊野町に新設予定の屠畜場の開設時期について当初予定していた時期よりおくれたことによるもの及びBSE検査に使用する検査キットの所要見込み額の減に伴うものでございます。

次に、保健所費でございますが、247万円の増額を計上いたしております。これは、説明欄1の結核管理費において、結核患者の接触者に対して実施する健康診断の対象者が当初見込みより増加したことに伴うものでございます。

以上、健康危機管理課分として4,862万円余の減額補正といたしております。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

2月補正予算につきまして、主なものを御説明申し上げます。

老人福祉費でございますが、説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、年間利用人数が当初の見込みを下回ったことに伴い、減額補正を行うものでございます。

3の高齢者福祉対策費の(3)施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、市町村における事業の次年度への繰り延べなどによります所要見込み額の減に伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

(4)現任介護職員等研修支援事業でございますが、県のほうで公募いたしましたら申請業者が当初の見込みを下回ったことなどに伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

中段でございます4、国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますが、平成23年度におきまして、在宅福祉事業費補助金及び介護保険事業費補助金により実施しました各事業の額の確定に伴います国への精算返納金でございます。

5の介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金の介護職員処遇改善基金事業でございますが、平成23年度の交付確定に伴います市町村からの返納金及び基金の運用益並びに平成24年11月に閣議決定されました経済対策第2弾によります施設開設準備経費助成特別対策事業分に係る追加交付金につきまして、基金のほうに積み増すものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございますが、説明欄をお願いいたします。

1の老人福祉施設整備費の介護基盤緊急整備等事業でございますが、整備数が当初見込みを下回ったことや補助単価未滿で整備を行ったことによります執行残などに伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

2の介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業でございますが、平成23年度の交付確定に伴います市町村からの返納金及び基金の運用益並びに平成24年11月に閣議決定されました経済対策第2弾によります追加交付金につきまして、基金のほうに積み増すものでございます。

最後に、下段の民生施設補助災害復旧費でございます。

1の社会福祉施設災害復旧費の老人福祉施

設等災害復旧事業でございますが、財務局の査定による補助対象経費の減額や災害保険に加入されていたということで保険対応による対象施設の減によりまして当初見込み額を下回ることから、減額補正をお願いするものでございます。

以上、高齢者支援課2月補正予算としまして、7億9,221万円余の増額をお願いしております。

次に、条例改正について御説明いたします。

同じ説明資料の50ページ、51ページをお願いいたします。

第21号議案熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

50ページに条例案、51ページにその概要を記載しております。51ページの条例(案)の概要のほうで御説明いたします。

この基金の実施期限につきましては、24年度末までとされておりましたが、今般25年度末まで1年延長されました。当該基金条例の有効期限は、精算払いを行う必要があることから25年12月31日としておりましたが、当該基金の実施期限の延長に合わせまして、有効期限を1年延長しまして、平成26年12月31日とするものでございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

第22号議案熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

同じく52ページに条例案、53ページにその概要を示しております。

この基金の実施期限につきましても、同様に、施設開設準備経費助成特別対策事業に限り、平成25年度末まで1年延長されたことから、有効期限を同じく1年延長しまして、平成26年12月31日とするものでございます。

高齢者支援課関係分は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、老人福祉費でございますが、説明欄2の高齢者福祉対策費の(1)から(5)まで及び、おめくりいただきまして、16ページの(6)は、認知症疾患医療センターの運営など認知症対策を推進するための事業であり、経費節減等による所要見込み額の減や国庫委託金の内示減に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

16ページの(7)から(10)までは、介護、医療、日常生活支援サービスなどを切れ目なく提供することにより、在宅での生活を支える地域包括ケアを推進するための事業でございます。このうち、(10)の訪問看護推進人材育成事業は、訪問看護師等の養成を行う事業でございますが、補助対象団体であります九州看護福祉大学において、研修運営スタッフの配置等で効率的な実施体制がとられたことなどにより、補助申請額が見込み額を下回ったことに伴い、減額補正を行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

3の国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金は、平成23年度に実施いたしました各種事業の額の確定に伴う国への精算返納金でございます。

4の介護保険対策費の(1)介護給付費県負担金交付事業は、市町村が行います介護保険給付に対し法定負担金を交付するものですが、市町村における給付見込み額の減に伴い、予算額215億8,332万円余のうち、1億4,625万円余の減額をお願いするものです。

(4)のケアマネジメント活動推進事業は、介護支援専門員の登録管理等を行う事業でございますが、予定しておりました名簿管理シ

システムのサーバーの更新について、当初は各都道府県がそれぞれ更新を行うこととなっておりましたが、その後、国の方針が変更され、国において一元的にサーバーを設置することとなったため、県の支出が不要となり、減額の補正を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

(6) 中山間地域等24時間介護サービス提供体制モデルづくり事業は、モデル事業に取り組む市町村において国の交付金を有効活用するなどにより本事業の所要見込み額が当初予定を下回ったことから、減額補正をお願いするものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算としまして、1億7,056万円余の減額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございませう。

資料の19ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費の説明欄にあります2の生活福祉資金貸付事業費でございませうが、(1)が貸付事務費、(2)が社会福祉協議会に配置しております相談員の人件費でございませうが、それぞれ事業費確定に伴う減額でございませう。

次に、遺家族等援護費につきまして、2の(1)から、次のページ、20ページの(6)まで及び(8)につきましては、説明欄にありますとおり、国庫委託金内示額の増減に伴うものでございませう。

(7) 引揚者等援護扶助費は、中国残留邦人に対する帰国後の生活支援に係る経費でございませうが、対象者の入院等による所要額の増が見込まれ、不足を生じる見込みとなりましたので、今回411万円余の増額をお願いするものでございませう。

次に、生活保護総務費につきまして、1の

(1) 生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業でございませうが、これは、生活保護世帯の子供が大学等に進学する際に生活費を貸し付けるもので、新規申請が見込みより少なかったため、減額をお願いするものでございませう。

(2) のホームレス対策事業、それから21ページの(4)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業、(6)の自立支援プログラム策定実施推進事業につきましては、いずれも社会福祉法人等への委託事業として実施しておりまして、委託契約に伴う執行残分の減額をお願いするものでございませう。

(3) の住宅手当緊急特別措置事業、それから(5)の緊急雇用創出基金市町村補助事業につきましては、住宅手当の申し込みが見込みより少なく、減額をお願いするものでございませう。(3)が県実施分、(5)が市町村実施分でございます。

次に、4の国庫支出金返納金でございませうが、平成23年度の国庫補助金等の額の確定に伴い、国に精算返納を行うものでございませう。

次に、22ページの5の緊急雇用創出基金積立金でございませうが、国の経済対策第2弾により基金の年限が1年延長され、本県への追加交付が示されたことから、基金に積み増しを行うものでございませう。

最後に、扶助費の生活保護扶助費、これは県分の生活保護費でございませうが、生活保護受給者の増加が依然続いている状況から、年度末の支払いに当たって不足を生じる見込みとなりましたので、今回5,385万円余の増額をお願いするものでございませう。

以上、社会福祉課全体といたしまして、3億9,853万円余の増額補正をお願いいたします。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございませう。

います。

23ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿いまして、主なものを御説明いたします。

まず、2段目の1、児童健全育成費ですが、(1)は、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施する市町村への助成です。不足が見込まれますので、増額をお願いしております。

(2)は、放課後児童クラブや児童館事業における市町村への助成ですが、所要額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

(3)は、児童館の施設整備につきまして、これまでの国庫補助制度から、県を経由しない市町村への交付金制度に移行しましたが、それに伴う減額でございます。児童館については、県の事業自体がなくなりましたので、事業名も放課後児童クラブだけに変更しております。

次の2、国庫支出金返納金につきましては、23年度に受け入れた国庫補助金のうち、交付確定に伴い、返納するものでございます。

3の安心こども基金積立金につきましては、このたびの国の経済危機対応・地域活性化予備費の活用などに伴う基金の積み増しでございます。このたびは29億3,900万円余をお願いしております。

次に、24ページをお願いします。

上の段、1の児童扶助費につきましては、民間保育所運営費の県負担金が見込みを下回ったことによる減額でございます。

下の段、1、市町村保育施設運営費補助につきましては、延長保育などの特別保育や家庭的保育の見込み額の減でございます。

3の施設職員退職共済費につきましては、国が決定する補助単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、25ページをお願いします。

2の妊婦健康診査支援基金積立金につつま

しては、平成21年に基金を設置しまして、市町村が実施する妊婦健診に補助をしておりますが、このたびは、運用利息と23年度分の市町村からの返納金を積み立てるものでございます。

3の妊婦健康診査費につきましては、市町村の所要額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

以上、子ども未来課は、総額で26億8,100万円余の増額をお願いしております。

御審議よろしくをお願いいたします。

○山田子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

中段の児童福祉総務費の2、要保護児童進学応援事業は、児童養護施設や里親のもとで養育される児童に、大学へ進学する際の生活費を無利子で貸し付けるものでございます。当初予算の際に進学希望者の意向を踏まえ計上しておりましたが、実際は見込みより少なかったため、140万円余の減額をお願いするものでございます。

次の3、国庫支出金返納金は、平成23年度に受け入れた国庫補助金のうち、交付確定に伴い、国庫への返納が必要なものについて、900万円余の増額補正をお願いするものです。主なものは、児童扶養手当に関する負担金などでございます。

下段の児童措置費ですが、1の(1)は、児童養護施設等への児童の措置に必要な経費を支弁するものです。国による措置費単価の増額改定に伴い、7,400万円余の増額をお願いするものでございます。

(2)と(3)につきましては、母子生活支援施設等への入所に関するものでございますが、件数が当初の見込みを上回ることにより、増額をお願いするものでございます。

27ページをお願いいたします。

下段の母子福祉費でございますが、1の(1)は、母子家庭の母親が看護師等の資格を取得するために養成機関に通う場合に給付金を支給するものでございます。対象者が当初見込みを下回ったことによる減額並びに財源更正でございます。

(2)ひとり親家庭等応援事業は、就業や子育てなどさまざまな困難に直面するひとり親家庭等を対象に、就労から子育て、学習支援まで、多面的に支援するものでございますが、事業のスケジュールの見直しにより、24年度の所要見込み額の減をお願いするものでございます。

2の(2)児童扶養手当支給事業費は、ひとり親に支給する児童扶養手当について、受給者数が見込みより少なかったことにより、減額をお願いしております。

28ページに記載しておりますが、子ども家庭福祉課は、全体としまして2億567万円余の減額をお願いいたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしましたひとり親家庭等応援事業のスケジュールの見直しに伴い、24年度に実施する予定であった事業の一部を25年度に実施することとなり、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、ページを飛びますが、54ページをお願いできますでしょうか。

専決処分の報告をさせていただきます。

本日、ただ1件の報告事項となりますが、詳細は55ページの事故の概要をごらんください。

この事故は、昨年12月17日、八代児童相談所の職員が公務で八代市内の民間アパートを訪ねた際、駐車場で公用車をバックさせたところ、後方確認が十分ではなく、ポールタイプの車どめに衝突し、損傷させたものでございます。衝突により公用車の後部バンパー

も損傷いたしましたが、職員にけがはなく、物損事故となったものでございます。

この事故に関しまして、県の損害賠償額を7万35円と決定し、和解することの専決処分を行いましたので、その報告を行うものでございます。

このたびは物損事故で済みましたが、職員の交通事故防止に向けさらに徹底を図ってまいります。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

お戻りいただきまして、説明資料の30ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございますが、376万円余の増額をお願いしております。

右説明欄になりますが、これは、県精神保健福祉センターに派遣されている熊本市職員1名の人件費相当額を負担するものでございます。

次に、障害者福祉費ですが、3億8,080万円余の増額をお願いしております。

(1)の更生医療費は、身体障害者の更生のための手術や人工透析等に係る公費負担分でございますが、生活保護者の医療費増などにより、本年度の所要見込み額が予算額を上回ることとなり、増額補正をお願いするものです。

(2)の精神通院医療費は、精神障害者の通院医療費に係る公費負担分でございますが、所要見込み額の減により減額補正を行うものでございます。

(3)の障害福祉サービス等負担事業は、市町村が行うサービス費の一部を負担するものでございますが、本年度の所要見込み額は予算額を上回ることとなり、増額補正をお願いするものです。

次に、31ページになりますが、2、障がい者福祉諸費でございます。

(1)の事業運営安定化事業精算費及び(2)の移行時運営安定化事業精算費は、いずれも障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、平成23年度まで実施した事業について、平成24年度に過誤調整等を行う精算処理を行うための新たな予算措置でございます。

(3)の市町村地域生活支援事業は、国庫補助の内示額の増に伴います補正を行いますとともに、(4)の障害福祉サービス事業者等運営安定化事業は、事業者に従前の報酬額の90%を保障するものでございますが、対象施設の増により増額補正をお願いするものです。

(5)の障害者自立支援法移行促進事業及び次のページの32ページの(6)の障害者自立支援法施行円滑化事業、(7)の福祉・介護人材の処遇改善事業は、いずれも全額自立支援基金による事業でございますが、それぞれ執行見込み額の減により減額補正を行うものでございます。

(8)の水俣・芦北地域の障害福祉推進モデル事業は、執行見込み額の減に伴い、減額補正を行うものでございます。

(9)の聴覚障がい児補聴器購入助成事業は、補助対象児童数が増加したことにより増額補正をお願いするものです。

次の33ページをお願いいたします。

3、障がい者福祉施設整備費でございますが、(1)の障がい者福祉施設整備費は、大規模修繕等の案件が国庫財源から地域自主戦略交付金に振りかえられたため、財源更正を行うものでございます。

(2)の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業につきましては、当初予算により耐震化改築を実施している法人に対して追加交付を行うための増額補正でございます。

続きまして、4、国庫支出金返納金でございますが、(1)水俣・芦北地域の障害福祉推進モデル事業精算返納金から、次のページ、34ページの(5)自立支援給付費等国庫支出金精算返納金までの各精算返納金につきまして

は、いずれも平成23年度分の額の確定により精算返納するものでございます。

次に、5、重度心身障がい者医療費につきましては、市町村の実績額の減少に伴い、減額補正を行うものでございます。

次に、7、障害者自立支援対策臨時特例基金積立金でございますが、平成23年度までの市町村事業の額の確定に伴いまして返納金が生じております。そのうちの基金に相当する部分を基金へ積み戻すものでございます。

35ページをお願いいたします。

上段の児童福祉総務費で6万円余の増額をお願いしております。

下段の児童措置費ですが、全体で8,010万円余の増額をお願いしております。

右欄の1、児童扶助費でございます。障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業において、措置児童数の増及びインフルエンザ流行等に備えるための医療費見込み額の増に伴いまして、増額補正をお願いするものです。

次に、2、心身障害者扶養共済事業ですが、扶養制度安定のための特別調整費について、政令市に移行した熊本市と県の負担割合の確定に伴いまして、県負担分がふえるため、補正をお願いするものでございます。

36ページをお願いいたします。

児童福祉施設費で3,003万円余の減額補正をお願いしております。右欄1、こども総合療育センター費のうち、(2)のこども総合療育センター管理運営費は、勤務する非常勤医師や非常勤看護師等に係る報酬等の執行見込み残について減額補正するものです。

下段の精神保健費ですが、727万円余の増額でございます。右欄の(1)精神障がい者地域移行支援特別対策事業については、執行見込み額の減に伴い、減額補正を行うものでございます。

続きまして、37ページですが、(2)の市町村自殺対策推進事業及び(3)の自殺予防相談

支援等事業については、いずれも地域自殺対策緊急強化基金活用事業ですが、市町村、団体への補助金額の確定に伴い、また、執行見込み額の減に伴い、それぞれ減額補正を行うものでございます。

次に、2、国庫支出金返納金ですが、(1)の地域自殺対策緊急強化基金精算返納金及び(2)の精神保健費等国庫負担(補助)金精算返納金については、平成23年度分の事業費の確定に伴い、それぞれ国庫支出金を精算返納するものでございます。

以上、障がい者支援課分は、2月補正予算は4億2,695万円で、補正後の合計は171億6,999万円余となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の38ページをお願いします。

主なものについて御説明いたします。

公衆衛生総務費でございます。

説明欄をお願いします。

1、衛生諸費の(2)災害医療体制整備事業は、災害拠点病院等が行う災害医療に必要な資機材の整備や研修等に要する経費に対し支援を行うものでございますが、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、723万円余の減額補正をお願いするものです。

2、保健医療推進対策費の(3)医師確保総合対策事業は、医師不足問題を解消するために行います医師確保対策の総合的な推進に要する経費でございますが、自治体病院内保育所等の設置について申請がなかったことや修学資金貸与学生数が予定数に満たなかったこと等によりまして、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

39ページをお願いします。

(7)のヘリ救急医療搬送体制整備事業は、ドクターヘリの運営経費等に対して補助を行

うものですが、スタッフの研修費や運航システム整備経費の所要額が当初見込み額を下回ったこと、また、蘇陽病院が計画されていたヘリポートの整備について、新たに整備をせず、病院に隣接するグラウンドを活用されることになったこと等によりまして、4,586万円余の減額をお願いするものでございます。

(8)の救急医療地域支援体制整備事業は、救急搬送支援体制や地域救急医療支援体制の整備等を行う事業でございますが、救急車からの画像等伝送システムの改修に時間を要したことに伴い機器導入を翌年度としたこと、また本年度保健医療計画を改定したことから、地域における拠点救急医療機関が備えるべき救急医療機能についても計画を踏まえた適切なものとするため、当該救急医療機関等に対します設備整備に対する支援についても翌年度以降に行うこととしたものでございます。これに伴いまして、3億4,276万円余の減額をお願いするものでございます。

(9)の阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業は、阿蘇医療圏の2次救急医療体制を整備するため、中核病院であります阿蘇中央病院の施設設備等の整備を支援する事業でございますが、入札の不調により病院建設工事の着工がおくれたため、本年度の進捗に合わせ、6億2,081万円余の減額をお願いするものでございます。

40ページをお願いいたします。

4、国庫支出金返納金は、平成23年度医療提供体制推進事業費補助金等の事業費確定に伴い、精算返納金として、3,319万円余の増額補正をお願いするものでございます。

3段目の医務費でございます。

1、へき地医療対策費の(1)へき地医療施設運営費補助は、本年度の事業費が確定いたしましたことから、329万円余の減額補正をお願いするものでございます。

(2)へき地医療施設・設備整備費補助は、僻地医療拠点病院や僻地診療所の施設整備や

設備整備に対し補助を行うものでございますが、一部事業について国庫補助の採択がなかったため、3,850万円の減額補正をお願いするものでございます。

41ページをお願いします。

保健師等指導管理費でございます。

1、看護行政費の看護師養成所等運営費補助事業は、看護師養成所や病院内保育所の運営費に対し補助を行うものでございますけれども、所要見込み額が減となったため、6,340万円余の減額補正をお願いするものでございます。

(2)の新人看護職員研修事業及び(3)の看護師等養成人力強化事業は、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

(5)の専門性の高い看護職員の養成支援事業は、認定看護師の資格取得に要する経費等に対して補助を行うものでございますが、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、2,370万円余の減額補正をお願いするものでございます。

(6)の看護職員確保対策支援事業は、看護職員確保を図るため、看護職員の就労環境改善等に取り組む医療機関に対し支援を行う事業でございますが、これも、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、2,797万円余の減額補正をお願いするものでございます。

42ページをお願いします。

(7)訪問看護ステーション強化モデル事業は、訪問看護の提供体制が整っていない球磨及び天草地域をモデル地域として、訪問看護ステーションの人材確保や環境整備に対し支援を行うものでございますが、補助申請額が当初見込み額を下回ったため、1,232万円余の減額補正をお願いするものです。

以上、医療政策課の補正予算としまして、総額14億5,538万円余の減額をお願いしております。

43ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業については、阿蘇中央病院の整備に関し、平成24年度から平成25年度にかけて債務負担行為を設定し、事業費の補助を行うこととしているところでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、入札の不調により病院建設工事の着工がおくれたことから、事業の進捗に合わせ、平成25年度の限度額の変更をお願いするものでございます。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料44ページをお願いいたします。

主なものを御説明させていただきます。

まず、国民健康保険指導費でございます。

説明欄の3、国民健康保険制度安定化対策費は、市町村間の財政を調整するために交付する県調整交付金において、医療費の実績見込み額が当初の見込みを下回ったことなどにより、8億5,576万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、下段の公衆衛生総務費でございます。

説明欄の1、後期高齢者医療対策費の(1)後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療広域連合が行う医療給付に要する費用の一定割合を負担するものでございますが、この給付費が当初の見込みを下回ったことにより、6億6,943万円余の減額をお願いするものでございます。

(2)後期高齢者医療高額医療費負担金は、高額な医療費の発生による財政リスクを軽減するための広域連合に対する負担金でございますが、高額な医療費が当初の見込みを下回ったことにより、4,720万円余の減額をお願いするものでございます。

(3)後期高齢者医療保険基盤安定負担金

は、低所得者等の保険料を軽減するための市町村に対する負担金でございますが、保険料軽減額が当初の見込みを上回ったことにより、1,123万円余の増額をお願いするものでございます。

以上、次の45ページの下段の計に記載しておりますとおり、15億6,511万円余の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の46ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

右側の説明欄2の健康づくり推進費でございますが、(1)の歯科保健推進事業につきましては、国の補助率変更に伴う財源更正と国の内示減に伴う減額でございます。

(2)の特定健康診査等実施事業、(3)の市町村健康増進事業につきましては、市町村における所要見込み額の減によるものでございます。

(4)のがん診療施設整備事業は、国庫補助事業の補助額が内示減となったことに伴う減でございます。

(5)のがん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業につきましても、(2)、(3)と同様、所要見込み額の減に伴うものでございます。

(6)の県民による健康長寿推進事業でございますが、事業内容の拡充に向けた修正検討を行ったことに伴う減でございます。

次に、3の栄養指導対策費でございますが、これは国の内示減に伴う減額となっております。

次に、47ページをお願いいたします。

4の原爆被爆者健康診断費でございますが、所要見込み額の減に伴うものでございます。

5の原爆被爆者特別措置費の減額につつま

しては、被爆者援護の各種手当支給額の減によるものでございます。

次に、6の特定疾患対策費でございます。

(1)の特定疾患治療費につきましては、患者の増等による所要見込み額の増額によるものでございます。

(2)の難病特別対策推進事業につきましては、国の内示減に伴う減額となっております。

(3)の難病患者等ホームヘルパー養成研修事業につきましては、当初別々実施ということでありましたが、熊本市との協議で、県、市共催で実施したことに伴う事業費の減によるものでございます。

(4)の特定疾患治療費事務費につきましても、(1)と同様、患者等の増によるものでございます。

7の国庫支出金返納金につきましては、平成23年度のがん対策推進事業に係る精算金を国に返納するものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

予防費でございます。

1のハンセン病事業費は、国庫補助金の充実に伴う財源更正によるものでございます。

以上、健康づくり推進課の24年度2月補正として、総額5,281万円余の減額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、谷崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 改めまして、おはようございます。

本日御審議をいただく議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2議案でございます。

まず、第1号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額18億7,300万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容といたしましては、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額などがございます。

また、平成24年度から平成25年度への繰越明許費としまして、自動車騒音監視調査委託事業及び自然公園施設等災害復旧事業で、総額400万円余の設定をお願いしております。

このほか、平成25年4月1日から業務を開始する委託業務としまして、水俣病対策に関する業務及び多重債務者の生活再生支援に関する業務で、総額2億1,700万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第13号議案の平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額70万円余の減額補正をお願いいたしております。

これは、本年度の一時金支払い支援に係る県債の利子償還額が確定したことに伴います減額でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして622億700万円余となります。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の57ページをお願いいたします。

まず、一般会計の補正について御説明申し上げます。

公害対策費でございますが、右の欄、説明欄の1、職員給与費として473万円余の増額補正をお願いしております。これは、先ほど健康福祉政策課からも御説明がございました

けれども、平成24年度の職員数及びその給与額の確定に伴いますその差額を計上しているものでございます。各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は、以下省略させていただきたいと思っております。

次に、チッソ県債償還等特別会計繰出金につきまして、71万円余の減額補正をお願いしております。これは、この後特別会計のところでも御説明申し上げますが、チッソ県債償還等特別会計における一時金県債利子償還額の減額に伴う繰出金の減によるものでございます。

以上、合計で401万円余の増額補正でございます。

58ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計でございます。

本年度に借り入れました一時金県債の利子償還額の確定による減額でございます。県債の借入額は、当初見込みより多かったので、借入時期や利率の関係で、結果的に本年度の償還額が当初予算額を下回ったことでございます。

以上、特別会計合計は71万円余の減額でございます。

59ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

災害復旧費の自然公園施設等災害復旧事業につきましては、昨年の大水害の復旧関係でございますが、一部地権者や関係機関との協議などに予定以上の日数を要し、適正な工期が確保できないため、一部来年度へ繰り越しが必要になったものでございます。繰越額といたしまして180万円をお願いしております。

60ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更で262万円余の追加でございます。

自動車騒音監視調査委託事業につきましては、調査地点の5年ぶりの見直しに加えまして、平成24年度から、市域、いわゆる市のエ

リアの調査が市に権限移譲されたことに伴いまして、調査地点の大幅な見直しに時間を要したことなどから、年度内での業務完了が困難となり、その事業費262万円余を来年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き説明資料の61ページのほうをお願い申し上げます。

公害保健費でございますけれども、総額17億6,500万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄のほうに主なものを記載しております。

まず、1の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の水俣病総合対策事業は、医療費の審査を行います国民健康保険団体連合会への審査や支払いの委託料等の実績の減、(2)の水俣病総合対策費等扶助費は、手帳をお持ちでいらっしゃる方々の医療費の減によるものでございます。

次に、2の国庫支出金精算返納金の増額補正をお願いしております。これは、平成23年度の水俣病総合対策事業に係ります国庫補助金の受入額と交付確定額との差額を精算するものでございます。

次に、62ページのほうをお願いいたします。

水俣病総合対策事業等委託業務で約2億円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、先ほど申し上げましたが、国民健康保険団体連合会のほうに医療費の審査や支払いの委託などを行っております。平成25年4月1日から実施するために設定をするものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の63ページでございます。

下段の公害保健費でございます。

補正額(B)欄にありますように、4,196万円余の減額補正をお願いしております。

内容につきましては、右側の説明欄により、主なものを御説明させていただきます。

まず、1の公害被害者救済対策費でございますが、2,828万円余の減額補正をお願いしております。このうち、(1)公害健康被害認定審査会と(2)水俣病認定検診費でございますが、これは、認定申請された方の検診費や認定審査会の運営経費など認定業務に要する経費でございます。事業費の所要見込みによる減額となっております。

次に、2、水俣病総合対策事業費の治療研究事業扶助費でございますが、これは、認定申請をされ処分が出るまで一定期間お待ちいただいている申請者の方に支給しております医療費等でございますが、こちら、所要見込み額の減による1,368万円の減額をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

64ページをお願いいたします。

上から2段目の計画調査費でございますが、2,300万円余の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1の公営企業貸付金、これは、有明工業用水道事業の資金不足に対しまして、一般会計から貸し付けを行うものでございます。ことしは、荒尾・有明・大牟田工業用水道及び荒尾・大牟田上水道の供給施設が老朽化したことに伴いまして、設備更新の詳細設計を行い

ましたが、この入札残でございます。

次に、2の地下水保全対策費でございますが、昨年10月に施行いたしました地下水採取の許可制に伴いまして、新たに水量測定器の設置が必要となった地下水採取者に対して設置経費の一部を補助するものでございますが、補助申請件数が予定を下回ったことなどによる減額でございます。

次に、公害対策費でございますが、42万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄でございますが、1の環境保全基金積立金、これは、今年度の6月補正予算で基金の造成を行いました再生可能エネルギー等導入推進基金に係る運用利息を積み立てるものでございます。

2の環境政策推進費の53万円余の減額、それから65ページの3の環境立県推進費の100万円余の減額は、いずれも経費節減や入札残による減額でございます。

次に、4の国庫支出金返納金でございますが、23万円余の増額補正をお願いしております。これは、昨年度事業が終了いたしました国の地域環境保全対策費等補助金、いわゆる地域グリーンニューディール基金の運用益相当分につきましての精算額が確定したことによる国への返納金でございます。

最後に、工業用水道事業会計繰出金でございますが、有明工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に一般会計から繰り出すものでございますけれども、企業債の利息額が予定を下回ったことなどにより減額するものでございます。

以上、当課合計といたしまして、2,200万円余の減額補正をお願いしております。

御審議よろしく願いいたします。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費でございますが、右側

の説明欄1に示しておりますように、公害監視調査費2,605万円余の減額補正をお願いしております。

まず、説明欄(1)の化学物質環境汚染実態調査でございますが、規制基準の設定されていない化学物質におきまして、環境残留実態の推移の把握が必要な物質のモニタリング等を実施しているものでございまして、全額国庫委託の事業でございます。国庫委託費の減額に伴う減額補正でございます。

次に、説明欄(2)の大気環境測定機器更新事業でございますが、大気汚染防止法に基づく大気汚染常時監視測定装置の機器整備を行っております。今話題になっております微小粒子状物質、PM2.5の8局を増設するなど、その入札に伴う執行残の減額補正でございます。

説明欄(3)の水質環境監視事業でございますが、水質汚濁防止法に基づきまして、河川、海域などの公共用水域の常時監視を行っております。委託事業の入札に伴う執行残の減額補正でございます。

次に、説明欄(4)の地下水質監視事業でございますが、地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っております。委託事業の入札に伴う執行残の減額補正でございます。

最後に、説明欄(5)の有明海・八代海環境調査事業でございますが、これは、全額国庫委託の事業で水質及び底質等の環境調査を行っておりますが、委託事業の入札に伴う国庫委託費の減額補正でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

委員会説明資料の67ページをお願いいたします。

説明欄の最下段の自然公園施設等災害復旧事業についてでございますが、昨年7月の熊

本広域大水害により被災いたしました遊歩道などの自然公園施設11カ所の災害復旧を実施しているところであります。その所要見込み額を精査した結果、見込み額が下回ったため、262万円の減額補正をお願いするものであります。

また、自然保護課の補正額合計では465万9,000円の増額をお願いしております。

自然保護課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の68ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、総額779万円の増額をお願いしております。

右側説明欄1の産業廃棄物対策費のマイナス831万円余につきましては、入札に伴う執行残による減額でございます。

2の産業廃棄物等特別対策事業費のマイナス407万円余につきましては、所要見込みの減による減額でございます。

3の産業廃棄物税基金積立金の2,017万円余につきましては、産業廃棄物税収を活用して行います事業に充てた残額を後年度の事業に充てるために積み立てるものでございますが、前年度の事業費決算残額を基金に積み立てること等による増額でございます。

以上、廃棄物対策課として、総額759万円余の増額をお願いするものです。

よろしく願いいたします。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料のほうは、1ページめぐりまして、70ページをお願いいたします。

上から2段目の諸費でございますが、21万9,000円の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

社会参加活動推進費といたしまして減額補

正をお願いしておりますが、これは、犯罪被害者等支援推進事業における国庫委託額の確定に伴うものでございます。

次に、1つ飛びまして、青少年育成費でございますが、21万円の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、優良映画の推奨や有害映画の指定を行います映画委員会におきまして、推奨申請などがなく、開催回数が見込みを下回ったことに伴いまして、減額を行うものでございます。

最後に、最下段の農業総務費でございますが、20万円の減額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

地域食品振興対策費といたしまして減額をお願いしておりますが、これは、食の安全セミナーなどに係る講師を内閣府の食品安全委員会の職員などに依頼するなど、経費節減などに伴うものでございます。

以上、当課合計といたしまして、職員給与費を含め、425万3,000円の減額補正をお願いしております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の71ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございますが、150万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、右側の説明欄により御説明させていただきます。

2の消費者行政推進費と3の消費生活センター費の減額につきましては、事務費と人件費の執行残に伴うものでございます。

次に、4の消費者行政活性化基金積立金の3万6,000円の増額でございますが、これは、当該基金の運用利息の増額に伴うものでございます。

最後に、5の国庫支出金返納金につきましては、平成23年度の実績確定に伴いまして、国庫補助金を精算返納するものでございます。

以上、当課合計といたしまして、150万6,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、多重債務者の生活再生に向けまして、家計管理指導から生活資金の貸し付けまでの一貫した生活再生支援を行います多重債務者生活再生支援事業における業務委託につきまして、平成25年4月1日から実施することが必要なために設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の73ページをお願いします。

2段目の諸費につきましては、1万9,000円の増額補正をお願いしております。これは、新しい公共支援基金積立金の運用利息の増額によるものでございます。

3段目の社会福祉総務費につきましては、39万円の減額をお願いしております。

このうち、説明欄2の社会福祉諸費及び3の男女共同参画推進事業費は、いずれも入札の執行残に伴う減額でございます。

以上、当課分、387万円余の増額補正をお願いしております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の74ページをお願いいたします。

上段の右説明欄にございます人権啓発推進

費1,079万円余の減額をお願いしております。これは、(2)の市町村が講演会等を行います人権啓発活動市町村委託事業及び(3)の当課でテレビ、新聞等を活用して行う広報・啓発事業につきまして、いずれも法務省からの委託により実施するものでございますが、国庫委託額が確定したことに伴う減額をお願いしております。

次に、下段の社会福祉総務費でございますが、説明欄2の地方改善事業費7万円余の減額をお願いしております。これは、(1)の市町村が隣保館の運営等を行いますものに対するの補助について、国庫補助額の内示額確定に伴う減額をお願いしております。

また、(2)の人権問題連携調整費につきましては、所要見込み額の減でございます。

以上、総額で1,225万円余の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、向井病院事業管理者から総括説明を行い、担当課長から説明をお願いします。

○向井病院事業管理者 おはようございます。

本議会に提案しております病院局の議案について御説明いたします。

今回提案いたしますのは、予算関係1議案でございます。

第19号議案平成24年度熊本県病院事業会計補正予算は、収益的収支におきまして、収入及び支出とも9,600万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容についてですが、入院収益及び外来収益の実績に伴う収入の減、職員給与費の減や経費節減等に伴う支出の減でございます。

なお、資本的収支に関する補正はございません。

これによりまして、病院局の補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして17億2,600万円余となります。

また、平成25年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定について2件、総額2,200万円余をお願いするものでございます。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○田原総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料の75ページをお願いいたします。

こころの医療センターの管理運営に係る収益的収支におきましては、収入面で患者数の実績に伴います入院収益及び外来収益の減等により、また支出面では職員の新陳代謝等に伴う給与費の減や経費の節減等により、それぞれ9,600万円余の減額をお願いしております。

これらにより、補正後は、収入及び支出ともに15億1,300万円余となり、収支の均衡は確保する見込みでございます。

なお、資本的収支につきましては、補正はございません。

76ページをお願いいたします。

支出の内訳でございますが、医業費用のうち、給与費について、職員の異動、新陳代謝、職員手当の実績等により、6,600万円余の減、材料費につきましては、薬品費の使用実績によりまして、500万円余の減、経費につきましては、委託料の入札実績によりまして2,300万円余の減額等により、合計で9,600万円余となっております。

77ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、こころの医療センターの業務のうち、平成25年4月1日から継続して実施する

必要のある庁舎の管理業務等につきまして、総額2,200万円余の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松岡徹委員 1つは、これは、認知症対策、あるいは高齢者支援になるのかな。それと、予算の面では、さっきスプリンクラーは健康福祉政策課の説明にもありましたけれども、例の長崎で高齢者のグループホームが火災を受けたわけですけれども、あのときで、結局は275平方メートル未満でスプリンクラーを設置していないのが93%というようなことが明らかにされておりますけれども、県の実態はどういうふうになつてくるかということと、関連して、設置義務のないグループホームに費用の補助がなされているというわけですけれども、実際上は、なかなか自己負担もあるので、あんまり進んでいないということだったけれども、その辺のところはどうなっているのかということ。そこら辺の、国としても、あの火災を受けて、いろいろ基準の見直しとかというのは言及されているわけですけれども、国との関係でのその後のやりとりなんかも含めて報告していただければと思います。

○中島高齢者支援課長 去る2月8日の長崎市でのグループホームの火災で、4名が亡くなられて8名が負傷されたという火災でございましたけれども、その後国のほうから、翌日付で、いわゆるグループホームの防火対策の徹底の文書が参りました。

県としましては、文書を受け取った後直ちにその旨を、グループホームの指定及び指導

監督権がございます市町村に対してその旨通知をしました。その際、あわせて、いわゆる補助事業が活用できるということも含めて、その文書につけ加えまして、市町村のほうにお伝えしたという状況でございます。

それとあわせまして、市町村に対しまして、グループホームのスプリンクラーの設置状況の調査を実施いたしました。2月12日現在で調査をかけまして、県内のグループホーム214という数字でございます。スプリンクラーの設置をしている施設数が、そのうち199ということで、93.0%の施設が設置済みでございました。214のうち、法令上の設置義務、275平米以上でございますけれども、がある施設が165ございまして、いずれも設置を全て行っておりまして、100%の設置率でございました。設置義務のない275平米未満につきましては49ございまして、既に設置していたところがそのうち34ございまして、69.4%が設置済みでございました。ですから、差し引きますと、設置義務のないところで、15施設がまだスプリンクラーの設置がないという実態を把握することができた状況でございます。

平成21年に介護基盤の緊急整備の基金ができておりますが、平成22年度から、設置義務のないグループホームに対しましても、補助が可能ということになりまして、それを受けまして、県としましても、市町村を通じて整備につきましてお願いしてきたということで、平成22年度で77カ所が設置されました。平成23年度で34カ所が整備されております。平成24年度は、今のところは1カ所にとどまっている状況でございます。

補助につきましては、1平米当たり7,000円の補助をいたしているところでございまして……（発言する者あり）9,000円未満で都道府県で定めるということになっていまして、本県の場合は7,000円でやっている状況でございます。といいますのが、整備数が非常に

多いということもございまして、みんなに行き渡るために7,000円という算定をした経緯もございまして、それはともかくとしまして、平米7,000円ということで、大体275平米としますと200万弱の補助が出るということで、補助実績を見ますと、ほぼ100%補助に近いものから半分程度の補助になるものまで、いわゆるスプリンクラーの整備につきまして、立地条件で、なかなか水道管から直接引ける場合と加圧しないと水圧が足りないとかいう状況のところとかで整備費が変わってくるというふうな負担の違いが出てきているのかなと思っております。

いずれにしましても、国の総務省消防庁においては、275平米の見直しを検討するとかいう話も出ておりますし、厚労省のほうでは、補助率の見直しをやるような報道も一部されているようでございますので、幸い、来年度予算も相当額基金で用意できますので、整備の推進について、市町村を通じてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 63ページ、公害被害者救済対策関係ですけれども、1つは、特別措置法の締め切りを7月末でやったときに、大体9カ月審査等にかかるというようなことが最大の根拠みたいなものだったんですけれども、今の状況として、大体見通しとしては9カ月で終わるのか、相当申請者がふえたわけですが、その点をまず第1点目。3つほど聞きますけれども、第1点目、その点をちょっと伺いたいと思います。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

御質問がありました特措法の判定、御申請があつて、最終的に判定が9カ月かかるというお話がございましたけれども、その見通しにつきましては、今先生のほうからもお話が

ありましたとおり、昨年7月末の申請期限の最終月に当県だけでも5,000人の御申請がございまして、現在、それまでに御申請があった方々の書類の審査や順次公的診断の御案内をしておりますが、結論から申しまして、9カ月という期限では、残念ながら、申しわけございませんけれども、終わる見込みはございません。

○松岡徹委員 見通しはどうか。9カ月が無理なら、どの程度かかりそうなの。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

最終的な見通しというのは、申しわけございませんが、この時点ではつきりちょっと申し上げることができません。と申しますのが、こちらの私どもの努力でできる部分と、あと、公的診断や判定を行う場合に外部の医療機関等に御協力をいただく、そちらの御都合もございまして、また、申請者の方々も、こちらのほうで公的診断を御案内しても、結果的にその日に御体調が悪くておいでできなかったりと、そうした個別の事情がございしますので、最終的にいつかということについては現時点ではお答えできませんが、なるべくだけお待たせをしないように、外部の方々、申請者の方々の御協力もいただきながら、私どもとして最大限の努力をしながら、なるべく早目に結論が出るように努力をさせていただきますと思っております。

○松岡徹委員 今課長の答弁の中にもあったけれども、1つは、申請者が多いことと、公的診断とかいろいろなそういう体制上のこと。前の議会で、委員会で公的診断の、いわば爪ようじで血が出るまでやっているようなことについて聞きましたけれども、その後、被害者団体からも、統一検査マニュアルあたりをきちっとすべきじゃないかという関連し

た要請があったと思いますけれども。報道によると、そのときの県の回答が、指定医師を指導、監督する立場ではないと回答したというふうに報道では書かれているわけけれども、こちら辺の関係ですな、そういう立場ではないってどうなるものかと、それで問題はどうかと、今どうなっているのか、こちら辺のところどうですか。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

監督する立場にないというふうに、私は団体がおいでになったときに申し上げた記憶はないんですが、いろいろありましたときには……

○松岡徹委員 報道では書いてあるな。

○田中水俣病保健課長 いろいろありましたときには、現場で確認をさせていただきまして、そしてその場でも先生方のほうにお願いをしておりますし、話が多少戻りますが、特措法のこの公的診断が始まる前に、私ども、それから環境省の水俣病を担当する部門のドクターのほうも一緒に行っていただきまして、全ての医療機関に対しまして、こういう形で、こういう方法で診断を行っていただきたいというふうなお話しております。それから、現場でありましたときには、そのような、その場で先生方のほうにお願いをしております。

それから、その後も、団体のほうからお話があった以降、直接団体の要望書の中にお名前が書かれておりました医療機関にはもう既に、その団体のほうからいただきました要望書、非常に生々しく書いてございましたので、それを持参いたしまして、御配慮、このようなことがないようにということでの改めてのお願いをしております。

それから、また、その他の医療機関のほう

につきましても、順次また4月以降の公的診断についての御協力の要請がございますので、あわせまして、伺った際に、実際の公的診断の場合の点につきましても、改めて御依頼のほうをしているところでございます。

以上でございます。

○末廣政策審議監 補足でございますが、報道されている、指導する立場にないというのは他県の職員の方の御発言だったというふうに記憶しております。

○松岡徹委員 ここで出ている統一された検診マニュアルの作成とか要望が出ていますね。そこら辺についてはどうなのですか。いろいろ言っているけれども、やっぱりいろんな神経内科の先生たちがやられるわけでしょう。ですから、県民会議医師団みたいに経験があるような人たちじゃない人たちがやるわけだから、そこをきちっと担保するためのマニュアル的なものはどんなふうになっているのですか。

○田中水俣病保健課長 診断に当たってのマニュアルは特に作成をされておられません。と申しますのが、今回の特措法の公的診断においては、触覚、さわってわかるかどうか、それから痛覚、痛みがわかるかどうかというものについて検査をするものでございまして一一済みません、私、医師でございせんから受け売りの話でございますが、この触覚、痛覚について、綿棒や爪ようじを使って検査を行うというのは、通常の医療機関での外来での検査方法として一般に行われている方法の一つだというふうに聞いております。そのように、当日、環境省の医師も公的医療機関の先生方にそのような説明をしておりましたので、特段この公的診断で通常と変わったそういうことをやっているわけではございませんので、特に診断のマニュアルはないものとい

うふうに私は理解をしております。

○松岡徹委員 その特段のあれと変わらないというけれども、変わっているから問題、僕もこの前言ったし、被害者団体からもあったわけでしょう。血が出るまで爪ようじでやるなんていうようなことはやられていない、今までの検診では。誰だって血が出るまで爪ようじで刺せば痛いというふうに思うじゃないですか、よほどの重篤な人でない限り。そういうことが起きているから、それを改めるためにどうするかということが提起されているわけでしょう。

○田中水俣病保健課長 先ほども申し上げましたとおり、具体的に御指摘があった医療機関につきましても、既に現場でもやりましたし、直接お伺いをして、そしてそのご責任者の方のほうにお話を差し上げております。

それから、順次その他の医療機関のほうにつきましても、同様に、診断に当たって、患者さんのほうに無用な痛み等がないようにということでのお願いをしているところでございます。

○松岡徹委員 また全体と関連するんだけれども、これもこの間言ってきている、いわば異議申し立てですね、非該当になると異議申し立てをすると。その行政処分には当たらないという問題だけど、どうも、熊本と鹿児島知事は足並みそろったようだけど、新潟の泉田知事は、やっぱりおかしいんじゃないかと。行政処分に当たる、法的に知事が確定するわけだから行政処分に当たるんじゃないかという見解を出されていますよね、最近。こころはどんなですか。

○田中水俣病保健課長 異議申し立てにつきましては、私どもとしましては、従前からこれは特措法の解釈の問題であると。その解釈

につきましては、特措法を所管する環境省の権限であるというふうに認識をしております。そして、環境省のほうから、昨年の7月と今月、2回にわたりまして、行政処分ではないから異議申し立てはできないというふうな見解が示されたというふうに理解をしております。

熊本は、従前からそのように思っておりますし、鹿児島県さんも、今本県と同様の理解をされておりますが、新潟県さんがどのようにお考えかということにつきまして、申しわけございません、私がどうこうコメントする立場にないと思っております。

○松岡徹委員 それで、環境省と、よく——例えば、7月末の期限のときも、環境省が熟慮して判断されたので、それを重く受けとめてやると。このいわば行政処分問題も環境省の見解と。私は、年に何回か環境省に行って直接やりとりをするんだけど、どうも最近の環境省の、名前は言わないけど、部署だけ言うと、疾病室長なんかとやりとりして、本当に何というか、最高裁で断罪された国の立場とか、この間の水俣病に対する責任を何と考えているのかと。全然被害者救済の立場で物を見ていないんじゃないかというのを感じるし、いつももう湯気が立つような怒りを覚えて帰るだけですね。

それで、環境省の問題で、きょうの報道でもちょっと出ているので、改めて思ったんですけれども、いわゆる関西訴訟後の患者認定訴訟、その控訴審をめぐって、きょう出ているのは、女性を水俣病と診断した医師の意見書の証拠提出を見送ったと。さらに、証人として、その先生に、棄却処分とした認定審査時の判断は妥当だったと証言するように申し入れていたと。この先生は、それについては拒否をして、今度そこの弁護団のほうと相談して意見書を提出するといえますかね、弁護団の側から。というようなことが明らかに

なっているわけですね。

だから、これが僕は、本当に僕自身がこの間ずっとその環境省とやる中でも、環境省の水俣病に対する態度というのが本当におかしいし、けしからぬというふうな思いをしてきたんだけど、端的にあらわれていると思うんですよ。そんな環境省に、環境省が決めたから、判断したからということでもいいのかと、この熊本県の水俣病対策はね。

いろんな歴史がありますけれども、過去の、いつかも言ったように、寺本県政とかの時期とは違って、細川県政、福島県政、潮谷県政の流れの中で、やはり熊本県として、水俣病の県として、徐々に独自のスタンスをとりながら政治解決へ、さまざまな健康調査の提起とか、さまざまな努力をしてきたわけですよ。

私は、環境省の判断だからということに県が拘泥するあり方はやっぱり改めるべきだと。

ちょっと部長に聞きますけれども、きょうの報道は、あなたも見られたと思うたいね。こんなことについてどう思いますか。環境省がこんなことをやっている、これは報道だから事実認定とあなたは言うかもしれぬけども、これが事実だった場合どういうふうに思えますか、環境省との関係で。

○谷崎環境生活部長 まず、水俣病のこの認定制度そのものにつきましては、国のほうが公健法を定め、そして、それに対して、私ども地方公共団体のほうとして、知事が法定受託事務として受けて対応しているものでございます。

もちろん、最高裁において国、県の責任を問われた立場として、我々としては、国に対してそれなりの主体的な取り組みもこれまでやってきたところでございまして、松岡委員が今おっしゃったように、都度都度で私どものほうも主体性を出すべき場面においては意

見も申し上げてきました。特措法の制定に当たっても必要な御意見について申し上げてきましたし、それに向けて特措法も事前に改正された部分もあります。

今、本日の報道を見てどうかというお話でございましたけれども、これは、事実、今回の控訴審に当たっての、医師証人の意見書の提出に当たっての依頼の部分でございますが、これについては、国のほう、環境省のほうで医師意見書の作成についてお願いをしているというそういうことでございまして、その間の行為という部分について我々も承知していません。その環境省がその報道でありまして、また、我々も聞いているところでありますが、虚偽の証言をさせようとしたという事実はないというふうに言っておりますので、それ以上のことは我々としても承知しておりませんし、それ以上に申し上げる部分はないと思っております。

○松岡徹委員 だから、環境省は、ないと言っているけど、これほど具体的におっしゃっているわけですね。だから、これについては今後いろんな形で明らかになってくると思いますので、その時点でまた伺いますけど。

最後にちょっと申し上げたいのは、いろいろ努力をしてきたと言うけど、この間見ていると、特措法の期限も3月が7月に延びたのは、これはもう県も努力したけど、やっぱり被害者団体や世論も、大きく早期に締め切るべきではないということで盛り上がったし、結局は7月末で環境省もそれにあれたし、今度の行政処分問題にしても……。

部長に、もう少し水俣病の歴史に立って――災害対策では、知事は歴史に残る災害対策をとおっしゃったけど、私は、水俣病こそ熊本県政のとりわけ重要な、県政が責任を果たすべき歴史的な役割があると思うんですね。やっぱりいい意味で歴史に残る水俣病対策を谷崎部長にはしっかりやってほしいと、その

ことを求めて終わりたいと思います。

○谷崎環境生活部長 今、松岡委員のほうから話がありました。まさしく主体的な取り組みをやっつけという部分についてはそういうふうに取り組みました。

特措法につきましても、これは蒲島県政になってちょうどその時期でございましたけれども、自民党、それからその後の、民主党に政権かわりましたけれども、民主党に対して相当な働きかけをやって特措法の成立が実現できたということは、我々としては間違いのない歴史的な事実だと思いますし、また、その特措法の制定に当たっての、先ほど申し上げましたように、条文内容につきましても逐一チェックをして、必要な部分については我々申し上げたという自負はございます。

それと、先ほどの特措法の期限の問題につきましても、年度末に締め切るということ自体いかなものかということで、知事自身が直接申し入れもしております。そういう中で国サイドのほうも動いてきたということは、我々としては間違いのない歴史的な事実だと思っておりますので、そういう意味で、都度都度に応じて、我々の主体的な取り組みが必要な場面においては主体的に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き御指導をお願いします。

○西岡勝成委員 松岡先生から、爪ようじで血の出るようなこともあったというふうな――私は逆に、ある先生は、ここをさわるかさわらぬかで、あ、感じませんね、感じませんねと言って診察される医者もおられるという話を聞いたことがあるんですが、私は、いずれにしても、やっぱり公金を使うものだから、きちっと誰が見ても了解できるような診察をしてくださいということで県にお願いしたこともあります。

いずれにいたしましても、これは神経の病

気でなかなか簡単に判断できるものじゃありませんので、その辺はやっぱり、いずれにいたしましても、公正にできるようなことでないと、考え方の違いによって、医者次第じゃ、さっきも言うたような診察の仕方、片一方じゃ、血の出るようなやり方をするということは、実に一般的に見てもおかしか話でありますので、その辺は、要望ですが、ぜひ公正に。片一方じゃ——松岡先生が非常に極端な意見を言われたので、私も極端な意見を…。

○松岡徹委員 何も極端じゃない、事実ば言いよるわけです。

○西岡勝成委員 言うけど、そういうこともあります。実際聞いておりますので、誰が見てもやっぱり公正であるような診断をできるように、診察される先生方にもお願いをしておきたいと思えます。これは要望で結構です。

○松岡徹委員 関連して。だから、基本的なあれで西岡先生と一致するのは、だから統一したマニュアルというか、そういうのはつくったほうがいいということを言っているわけですよ。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 認知症対策・地域ケア推進で、中山間地域での24時間介護サービス提供モデルづくりなのですけれども、これの人員等を含めた体制と実際にサービスを受けられた方々がどの程度いて、今後これを全県下に波及させるためにどういうふうやっていこうと考えられているのかだけ教えてほしい。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知

症対策・地域ケア推進課でございます。

中山間地域での介護サービス提供のモデル事業についてのお尋ねであります。今年度は、昨年度からの取り組みが2年目のところが4市町村、今年度からが3、合わせて7市町村に取り組みをモデル的にやっていただいているわけですが、体制につきましては、基本的に地域の住民の方に集まっただきまして、そこにいろんな職種が入りまして、今後の取り組みについて検討していくという中で、例えば水俣市におきましては、築地地区におきましては、小規模多機能が一致して公的なサービスを提供するという状況ありますし、あるいは天草市の湯島におきましては、住民が中心となりまして、見守りですとか介護予防活動を行うということで、体制は、まさに地域ばらばらでございます。

現状を申し上げますと、やはり住民の方と事業者と一緒に考えながら進めていくということでありまして、体制は、今それぞれで地域の実情に応じてつくられつつあるという状況ではないかなと思っております。

それから、サービスを受けられた方の反応ということですが、済みません、まだ今体制をとっている最中なんですけど、ただ、天草の湯島では、配食サービス、これがこの事業を行う中でずっと継続していくということで、それは非常に住民の方に、高齢者の方に喜ばれているというふう聞いております。

それから、波及についてですが、7団体で取り組みをいただいておりますけれども、それ以外の団体も、私ども、取り組み状況を、事例の紹介等をする中で、第5期の現在のプランの中にそれ以外の団体も計画をいただいております。せんだって、1月には、取り組みを予定している団体にも集まっただきまして、事例の紹介、それから意見交換を行ったところでありまして、そういう取り組みにより全県下に広めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤川隆夫委員 説明ありがとうございます。

主に、配食だとか、見守りだとか、安否確認というのが、恐らく今の話でいくと主な事業というふうになっているのでしょうか。それとも、寝たきりの方たちに対してのたんの吸引だとか、そこまで含めて今24時間でやっているのかどうか、そこはちょっと微妙なところだろうと思うのですが、これから恐らくこの24時間の介護の求められている部分というのは、要は施設と同じようなサービスの提供を恐らく今後求められてくると思うのですよね。そのための体制整備というのは、やっぱり地域住民を含めて、それにかかわる業種を含めて検討しながら進めていかないと、この今行われている24時間サービスというのは、全体から見ると、ごく一部のサービスというふうにしかならないので、その部分は、これから先研究課題にはなるでしょうから、研究していただけてもらえればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 説明資料の21ページなんですけど、2と3で、生活保護関係職員、生活保護指導職員、合わせて3,100万ほど減額なんですけれども、この人たちは具体的にどういう方々なのかをまずちょっとお教えいただきたいのでしょうか。

○田端社会福祉課長 21ページでございますけれども、2のほうの生活保護関係職員給と

いいますのは、県の福祉事務所におります職員、ケースワーカーが中心でございますけれども、そういったものの職員でございます。それから、生活保護指導職員給といいますのは、本庁のほうの職員の職員給ということになります。

○前田憲秀委員 今関係職員のほうはケースワーカーさんということだったんですけども、例えば熊本市で、ある事例もあったんですが、1人のケースワーカーさんが、大体70～80名担当が普通と言われているのがもう100名を今超えると。これは熊本市の事例なんですけれども、郡部ではそうまではないという数字で減額というふうに認識していいのでしょうか。

○田端社会福祉課長 今委員のほうから御指摘がありましたとおり、市部のほうでは、基準が80ケースにケースワーカーが1人となっておりますけれども、それをオーバーしているところがたくさんございます。ただ、郡部のほうでは、65ケースに1人という基準がございますけれども、県の福祉事務所におきましては、大体40ケースとか50ケースとか、一番多いところでも57ケースぐらいの担当でございますので、職員は、きめ細やかな対応ができていないかというふうには思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

すると、同じ生活保護、やむを得ず受給をしないといけないという方が、やはり市部の方と郡部の方では相当対応が違ってくるというふうに考えていいんですかね。心配なのは、市部と郡部で差があると、就労支援とかいろんな形で影響が出ているんじゃないかと思うのですが、そこは、県としては、市は市のことだという認識になるんですかね。そこもちょっとお尋ねしたいと思いま

す。

○田端社会福祉課長 実態を申し上げますと、市部と郡部では、現状ではそんなには違いはないというふうに思っております。

就労支援につきましても、郡部のほうでも結構稼働年齢層を含むその他の世帯というのがございますが、その増加は多い状況でございます。そういった就労支援も、郡部のほうではしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。市部のほうにつきましては、熊本市は政令市でございますので、熊本市のほうが各区の福祉事務所に対する指導も市の本庁のほうがやっております。それ以外の市につきましては、私どものほうで指導を行っております。就労支援につきましても、就労支援員というのを各福祉事務所に配置をしております。

それから、私どものほうが、熊本市を除く県全域で、自立支援プログラムについては各社会福祉法人等に委託をして、例えば就労意欲の喚起であるとかそういったことを県のほうで実施をしております。

○前田憲秀委員 最後ですけれども、もう一回確認なんですけれども、市部としては、100人を超えるケースワーカーの担当はある、郡部としては65人、少なければ40、50であるというふうな認識でよろしいんですね。

○田端社会福祉課長 市部のほうでは、100ケースを持っているところは熊本市と八代市だけです。それ以外はもう少し低いです。80数ケース、84とかですね。100ケースに近いのは熊本市と八代市だけということで考えていいと思います。

○前田憲秀委員 わかりました。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 これは41ページです。医療政策課の看護師確保対策については、もう相当事業も展開されているようです。しかし、これが、今回見ておりますと、かなり減額補正になっているという状況です。この看護師にかかわる県内の状況について少し教えていただきたいというふうに思います。

その中で、看護ステーション強化モデル事業が、これまた減額されているわけですが、これは医療の分野ですけれども、と同時に、看護の分野で訪問看護支援事業というのが、これは18ページにあります。この相互の連携といいますか、この辺がどういうぐあいになっているのかということ。

この2点をお願いしたいと思います。

○三角医療政策課長 まず、最初のお尋ねの看護職員確保対策支援事業の減額の主な要因でございますけれども、これにつきましては、院内保育所の環境整備というものを今年度計画しまして実施しましたけれども、初年度ということもあり、申請件数が見込みより少なかったということで、額が2,700万ほどの減額となっているところでございます。

それから、42ページのほうの訪問看護ステーション強化モデル事業につきましては、看護師の確保でございますとか、事務職の確保、こういったものについて支援を行うこととしておるものでございますけれども、やはり看護師の確保というのがなかなか難しいということで実績が上がっていないというのが実情でございます。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 ただいまの強化事業とそれから18ページの訪問看護支援事業の関係でございますが、医療政策課の事業におきましては、今説明ありましたとおり、各訪問看護ステーションの体制強化

を、人的支援等を行うということですが、18ページの事業につきましては、訪問看護ステーションのサポートセンターを看護協会のほうに設置いたしまして、そこで、訪問看護ステーションからの各種相談を受けるとか、あるいは診療報酬、それから介護報酬等の情報提供をするとか、そういう相談業務、それから情報面の支援等を中心に行っているところでございます。

以上です。

○鬼海洋一委員 三角課長にお尋ねしますが、やっぱり看護師は足らぬとでしょう。

○三角医療政策課長 現状としては不足ということではよろしいかと思えます。

○鬼海洋一委員 非常に重要な、特にこれからの医療行政、今6次の保健医療計画を立てられているわけですが、それとも関連する非常に大きな課題だというふうに思いますので、引き続きまた御意見なり御質問は次の機会にしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

○西岡勝成委員 大気汚染について、清田課長にお尋ねしたいんですが、この前、1月の末か、知事と一緒に台湾に県の物産の売り込みに行って、3泊4日で行ったんですが、そのとき、空港上空に着いたら物すごいもやで、そのときまだPM2.5の話はあんまりそんなになかったんですが、今思うと、多分臨海工業地帯から台湾は近いので、そういうスモッグかなと思っておったんですけども、私も帰る直前ぐらいからちょっと体調を壊しまして、ずっとまだいまだに調子が戻らぬのですけれども、そのPM2.5の健康に対する――熊本県、非常に全国の中でも濃度が高いと、この前そういうニュースも流れておりましたし、地形的に空気が偏西風に乗ったとき

にたまりやすいのかなという感じもいたしますが、やはりこれはもうあの広い中国でそういう大気汚染がされると、5月、6月ぐらいまでは注意が必要だということで、非常に近いゆえに心配をするのですけれども、1つは、それは微粒子で、仮に花粉みたいに天気がよかったらまた舞い上がってあるのか、植物あたりに付着するものか、そういうのはまずどうなんですかね。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

先生おっしゃるように、いわゆる中国大陸から、1月から5月にかけて、偏西風に乗ってくるということは間違いないと思えます。ただ、国内でも発生源があるということは御存じだと思いますけれども、それにつきましては、大気汚染防止法に基づいてしっかり取り組んで減ってきたということは御案内のとおりだと思います。

ですから、現在のところ、うちの保健環境科学研究所がいろんなデータを持ってきて検討している中では、約4割ぐらいかなと、大陸から来るのはというふうに、40%ぐらい中国大陸からの影響はあるというふうに思っております。

それから、先生も御承知のように、先ほど御説明したように、うちのほうは大気測定局をたくさん設置して、もうほぼ仮運用しているところでございますけれども、やはり設置している基数が多くなると把握できる内容が多くなるということで、熊本が非常に悪化しているんじゃないかというふうな話も新聞報道されるところではございますけれども、大体去年と比べて特に多いということではありません。ですから、我々も、今うちのほうにもいろいろ県民から問い合わせが、中には1時間ほど熱心に問い合わせがありますけれども、うちの職員は誠実に丁寧にお答えしておりますけれども、PM2.5について今話題

になっとなりますので、いろんな気になることはもうやむを得ないと思いますけれども、余り神経質になる必要はないのじゃないかなというふうに思います。

ただ、呼吸器系に疾患のある方がやはり影響があるということは間違いございませんので、それにつきましては、きょうもNHKが報道されておりましたけれども、指針がきょう出るんじゃないかと。これはマスコミ報道だけで、うちにはまだ情報が来ておりませんが、そういうことも受けて、県民にどういった情報を発信ができるかはしっかりやっていきたいと思っておりますし、ただ、現在、先生がおっしゃったように、飛んできたやつがまた舞い上がるんじゃないかという話もあろうかと思っておりますけれども、現在のところ中国に比べてやはり10分の1の濃度ということでございますので、我々は、県民に対して冷静に対応していただくように、今誠実に御説明しているところでございます。

○西岡勝成委員 清田課長を信用せんわけじゃないですけども、医者じゃありませんので、医者の立場からどうですかね、健康的に。

○岩谷医監 私もそんなに詳しいわけじゃないのですが、やはり物質が小さいゆえに肺の奥まで達しやすいということで、肺の障害が懸念されているわけですけども、その中に含まれる物質次第でまたその障害の程度も違うということで、含まれる物質については今いろいろ分析もしているところもあるようですし、まだ不明確なところもあるんじゃないかと思っております。ただ、やっぱり呼吸器障害を起こす原因としては非常に注意が必要だと思います。

○西岡勝成委員 あんまり過度に神経質になる必要もないかもしれませんが、しか

し、的確な情報を与えながら対応していかないと、やっぱり後からじゃ遅いので、また、我が国はもう戦後間もなくずっとそういう大気汚染を経験して、今まで技術力を高めてきたわけですから、中国あたりも、尖閣ばかり気にせぬで、日本から先端技術を学び取って、一日も早く——上のほうが要するに正常化をしてくれないと、どうにもこうにも下で気をもんどってばかりでもならないので、そしてまた、広範囲なところで、この前も出ておりましたように、エネルギーを世界一使う、しかも石炭を使っている国ですから、日本の技術力を最大限に生かしながら、お互いにそういうことで友好が深まっていけばいいと思うんですけども、きょうは、この席ではあれですが、ひとつ注意をしながら、ぜひ——観測網をたくさんつくったからそんな情報が出てどうのこうのじゃいかぬと思うのですね。やっぱり県民にも注意をしながら、そういう特に疾患を持っておられる方々もおられるわけですから、情報は的確に流していただきたいと思っております。

○清田環境保全課長 委員おっしゃるとおり、今後も、引き続きまして、県民に的確な情報提供をしてみたいというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○吉永和世委員 私が最後だというふうに思っていますので、幾つか。

介護施設の介護士さんの定着率というか——定着率が悪いからこういう処遇改善という一つの事業がスタートしているのかなと思うのですけれども、その定着率というのが、もしわかっているようであれば、ぜひ教えていただきたいと思うのですが……。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でござ

います。

ちょっと全国ベースの数字しか手元にござ
いせんが、介護の常勤職員の離職率が17.5
%、これは、全産業であれば11.3%というこ
とで、離職率が高いと。それから、入職率と
いうのもございまして、新たにその職に入る
人の割合ということでございますが、介護職
員の場合が25.6%、全産業の合計でいきま
すと10.9%ということで、入職率、離職率とも
比較的高い数字が出ているということでござ
います。

ただ、いろいろ情報交換する中では、介護
施設全てが離職率が高いということではなく
て、非常に高いところとそうではないところ
と、結構いろいろばらつきがあるという話も
よく聞くところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 場所によって違うというこ
とですけども、そういうことがないように
やっぱり処遇改善をしていただいて、定着率
がいいと、入っていらっしゃる方々も安心し
てそこにおれるという形になると思うので、
いずれは私も皆様方も入る、多分お世話にな
るような施設だと思うので、やはりいい環境
の中で入れるように、また、働く人たちもい
い環境で働けるようにぜひ指導していただき
たいなというふうに思います。

もう1個いいですか。

○小早川宗弘委員長 どうぞ、吉永委員。

○吉永和世委員 病院事業で、向井さんのと
ころですが、非常に数字を追い求めないかぬ
部分もあって——数字ですね。要は赤字を出
してはいけないとか、何かそういった数字を
追い求める部分もあって、結局経費削減と
か、あるいは給与にもある意味踏み込まない
とかぬとかという事情が出てくるだろうと
いうふうに思って——現状もあるのかなと思

うのですが、しかし、今処遇改善の話が出ま
したけれども、病院事業として処遇改善とい
うのもある意味なくてはならない必要な部分
だというふうに思うのですが、そこら辺は現
状としてどうなのですか。

○向井病院事業管理者 私のほうのまず経営
のほうから話させていただきますと、やっぱ
り半分が一般会計からの繰り入れで補ってい
ると。それは公的機関としての社会的役割と
いうものもございまして、民間医療からの要
請というのもあって一般会計から税金投入と
いうことをやらせていただいております。

そういう基盤があるものですから、こうい
う言葉はあれなんですけれども、勝手に人件
費の部分で一般会計と違う、例えば手当をも
う少し上げるとか、そういったことはやはり
避けなければならない。やはり県のほかの施
設等で働いていらっしゃる方々と同等な待遇
というものはやはり求めなくてはいかぬとい
う部分があります。

一方で、経営的に非常に、今申し上げまし
たとおり、厳しい一般会計からいただしてい
る部分があるので、もっと経営改善という面
で、逆に人件費的な部分を少し下げるといっ
てはいけませんけれども、そういう見直しも
求めている部分があるのかもしれませんが。し
かし、やはりある程度の医療というものの水
準を高めていくためには、そこは何とかやる
気を起こさせるようなそういったことを管理
者としては考えていかなければならないとい
うことでございまして、人件費総額、いわゆ
る一般会計と一緒にして、総数を減らしなが
ら、やはり委託に回したりとか、できること
はやりながら費用面を抑えていくと。そうい
ったことをしながら——収益が上がれば一番
いいんですけども、なかなか医師の確保が
そういう段階じゃないというところもありま
して、何とか黒字を——余り多くしても必要
ないということで、やる気を起こさせるよう

な、例えば研修に出したりとか、非常に疲弊する職場でございますので、一時期離れるように研修に長期的にやるとか、そういったものを考えながら何とかやる気を起こさせるような、そういうやり方で進めさせていただきたいというふうに思います。

○吉永和世委員 見えない苦勞をなさっている方々、現場の方々が多分いらっしゃるというふうに思って、医師にしても看護師の方々にしても、できれば、給与は下げずに保つかやっていたら、やる気を持っていただくという形をぜひつくっていただきたいと思います。

要望です。

○田代国広副委員長 5ページ、お願いします。

この災害援護資金貸付金ですけれども、6億円の予算をこんなにつけても実際に利用されたのはわずか729万円ということで、非常に意味では、見込み違いといいますか、そういった見方もできるわけですけれども、これだけ利用が少なかったというのは制度上の問題があったのか、どういった点でこういったほとんど利用されなかったという結果になったんでしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

災害援護資金貸付金の減額につきましてお尋ねがございました。

説明資料の5ページの中ほどに記載してございます。

7月の専決予算で6億を確保してございましたが、結果的には4件の貸付申し込みがありまして、729万円のみ執行となっております。

この6億の積算につきましては、先ほど全体の話の中でもお話ししましたが、被害状況

の全容がわからない中で、過去の災害での貸付実績等々を踏まえて積算をしております。過去の貸付状況も、例えば、平成11年度の不知火の災害では4億1,700万ほどの貸し付けがございましたが、平成15年度の水俣では260万円というようなことで非常に大きなばらつきがございます。そうした中で最大限のところを見積もったものでございます。

ただ、今お話にありましたように、制度的にも古い制度でございまして、350万円の限度額ですが、利率が3%ということで、今の金利からすると相当高い金利になっております。そうしたことで4件の貸し付けに終わったのかなというふうには思っています。予算的には不足しないように最大限を見積もっておりました。

以上でございます。

○田代国広副委員長 まさに制度上がやっぱり利用者にとって余り魅力がなかったと言っていいと思うんですよ。そこで、制度を変えて、もう少し柔軟と申しますか、借り手に借りやすいような制度に変えて新年度に対応するということは考えられていませんか。

○吉田健康福祉政策課長 これは国の制度でございまして、国費と県費が入っております。それで、なおかつ市町村で運用していただくということですので、なかなか国の制度そのものが変わっていかないと、県のみで、例えば利子補給とかいろんな形もあると思いますけれども、即座にそこを改善していくというのは難しいと思いますが、今回の状況を見ますと非常に利用率が低うございましたので、今後またその辺は研究してまいりたいというふうに思います。

○田代国広副委員長 制度上の、いわゆる実態社会と考えると制度上の欠陥があるということが明白になったわけです。したがって、政

治というものが、スピードといいますか、やはり実態社会に適合していない制度であるとするならば、これは政治が変えていこうというそういった姿勢なり行動なりを起こしていくのが、我々の役割だと思っております。3%といえば、それはもう魅力がないですね。ですから、そういった点は十分今後検討して、私たちももちろんしなきゃなりません、変えていけるようなスピード感のある政治をしていくべきだと思いますので、担当におかれましても、そんな形で努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

○小早川宗弘委員長 それでは、これで質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第13号、第19号、第21号及び第22号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで審査を終了しましたが、その他で何かありますか。

なお、今定例会では、後日後議分の委員会もありますので、本日は急ぎの件のみについて質疑をお願いしたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、御参考としてお手元に写しを配付し

ております。ごらんいただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長